

香川県が設置する児童相談所に置く児童福祉司等の数を定める要綱

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第13条第2項及び第6項の規定により、県が設置する児童相談所に置く法第13条第1項の児童福祉司（以下、「児童福祉司」という。）の数、同条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数及び児童福祉法第12条の3第7項の心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（以下「児童心理司」という。）の数を定める。

(児童福祉司の数)

第2条 児童福祉司の数は、各児童相談所につき、次のとおりとする。

- 1 子ども女性相談センター 25名以上
- 2 西部子ども相談センター 20名以上

(指導及び教育を行う児童福祉司の数)

第3条 法第13条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、各児童相談所につき、児童福祉司の数を6で除して得た数とする（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）。

(児童心理司の数)

第4条 児童心理司の数は、各児童相談所につき、次のとおりとする。

- 1 子ども女性相談センター 12名以上
- 2 西部子ども相談センター 10名以上

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。